

長 福 第 2 2 1 2 号
住 第 8 2 1 号
平成 26 年 2 月 28 日

サービス付き高齢者向け住宅
登録事業者 各位

茨城県保健福祉部長寿福祉課長
茨城県土木部都市局住宅課長
(公 印 省 略)

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等に関する権限移譲について

日頃より、本県の福祉行政及び住宅行政の推進に御協力いただきありがとうございます。

さて、「茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」の一部改正が行われ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」という。）に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録等に関する事務がつくば市に権限移譲されます。

つきましては、つくば市内におけるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録申請等の取扱い窓口が変更になりますので、御承知願います。

記

1 権限移譲時期

平成 26 年 4 月 1 日から

※平成 26 年 3 月 31 日以前でも、申請時期によってはつくば市と協議していただく場合がありますので、申請・事前協議等の取扱いについては下記のお問い合わせ先に御確認ください。

2 権限移譲の主な内容

- ・サービス付き高齢者向け住宅事業の登録（法第 5 条第 1 項）
- ・サービス付き高齢者向け住宅事業の変更届，地位の承継の届出・廃業等の届出の受理（法第 9 条～第 12 条）
- ・サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の抹消（法第 13 条）
- ・サービス付き高齢者向け住宅の報告，検査，指示，登録の取消し等（法第 24 条～第 26 条）

3 移譲後の窓口

- ・つくば市 福祉部 高齢福祉課 計画・施設係
 - ・つくば市 都市建設部 営繕・住宅課 住宅政策係
- TEL : 029-883-1111(代)

（お問い合わせ）

茨城県保健福祉部 長寿福祉課 介護保険室

担当 御園生 TEL : 029-301-3343

茨城県土木部 都市局 住宅課 民間住宅・住宅指導 G

担当 田口 TEL : 029-301-4759

つくば市内のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録等の取扱いが変わります

つくば市内のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録等の事務を平成26年4月1日からつくば市が行います

●事務の範囲

つくば市内におけるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録等に係る事務

※平成26年3月31日以前でも、申請時期によってはつくば市と協議して頂く場合がありますので、申請・事前協議等の取扱いについては、以下の窓口にご確認ください。

●権限移譲の主な内容

- ・ サービス付き高齢者向け住宅事業の登録（法第5条第1項）
- ・ サービス付き高齢者向け住宅事業の変更届、地位の承継の届出・廃業等の届出の受理（法第9条～第12条）
- ・ サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の抹消（法第13条）
- ・ サービス付き高齢者向け住宅の報告、検査、指示、登録の取消し等（法第24条～第26条）

※法：高齢者の居住の安定確保に関する法律

●問い合わせ先

【平成26年4月1日から】

○つくば市 TEL：029-883-1111（代表）

- ・ 福祉部 高齢福祉課 計画・施設係
- ・ 都市建設部 営繕・住宅課 住宅政策係

【平成26年3月31日まで】

○茨城県保健福祉部 長寿福祉課 介護保険室

TEL：029-301-3343

○茨城県土木部都市局 住宅課 民間住宅・住宅指導G

TEL：029-301-4759